

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 232 号農林水産事務次官依命通知）
の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（交付申請書の提出期限） 第 7 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、林野庁長官 <u>（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。）</u> が別に通知する日までとする。</p> <p>（交付決定の通知） 第 8 大臣等は、第 6 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付事業者に対しその旨を通知するものとする。 <u>2 第 6 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。</u></p> <p>（間接交付金交付の際付すべき条件） 第 24 交付事業者は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第 10 から第 13 まで、第 15、第 17 から第 19 まで、第 21 及び第 22 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。 (1) (略) (2) 間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、<u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令</u>（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、交付事業者の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。 ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付事業者による間接交付金の交付の決定をもって交付事業者の承認を受けたものとする。こと。 ア・イ (略) (3) (略)</p>	<p>（交付申請書の提出期限） 第 7 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、林野庁長官が別に通知する日までとする。</p> <p>（交付決定の通知） 第 8 大臣等は、第 6 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付事業者に対しその旨を通知するものとする。 （新設）</p> <p>（間接交付金交付の際付すべき条件） 第 24 交付事業者は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第 10 から第 13 まで、第 15、第 17 から第 19 まで、第 21 及び第 22 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。 (1) (略) (2) 間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、<u>「減価償却資産の耐用年数に関する省令</u>（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、交付事業者の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。 ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付事業者による間接交付金の交付の決定をもって交付事業者の承認を受けたものとする。こと。 ア・イ (略) (3) (略)</p>

2・3 (略)

4 交付事業者は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

5～8 (略)

(指導等)

第25 大臣等は、本事業の適正な執行を確保するため、交付金事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(その他)

第26 (略)

2・3 (略)

4 交付事業者は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

5～8 (略)

(新設)

(その他)

第25 (略)

改正後

改正前

別表（第3、第4及び第11関係）

別表（第3、第4及び第11関係）

区分	事業内容	交付対象経費	事業実施主体等	交付率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金事業（交付金事業） I 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（合板製材事業）					(略)	
1 (略)	1 (略)	1 (略)	1 (略)	1 (略)		
2 国際競争力・木材供給基盤強化対策 (1) 木材産業の輸出促進・体質強化対策 ①～⑤ (略) ⑥ 木材加工流通施設等整備 （JAS構造用製材供給力強化） ア 木材加工流通施設整備 イ ストックヤード整備 ⑦ 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備 （①～⑥の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等） ⑧ 木造公共建築物等の整備	2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)	(略)	
			①～⑦ 都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの	①～⑦ 事業費については定額 <u>1/2 以内</u> （沖縄県については 2/3 以内） 附帯事務費については 1/2 以内		
			⑧ 都道府県、市町村、特別区、地方公共団体が出資する法人、地方公共団体の組合及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)第1条に規定する公共建築物の整備主体	⑧ 事業費については定額 <u>1/2 以内</u> ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いもの等を除き定額 <u>15%以内</u> 、木質内装については定額 <u>3.75%以内</u> 附帯事務費に		

区分	事業内容	交付対象経費	事業実施主体等	交付率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金事業（交付金事業） I 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（合板製材事業）					(略)	
1 (略)	1 (略)	1 (略)	1 (略)	1 (略)		
2 国際競争力・木材供給基盤強化対策 (1) 木材産業の輸出促進・体質強化対策 ①～⑤ (略) ⑥ 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備 （①～⑤の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等） ⑧ 木造公共建築物等の整備	2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)	(略)	
			①～⑥ 都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの	①～⑦ 事業費については定額 <u>1/2 以内</u> （沖縄県については 2/3 以内） 附帯事務費については 1/2 以内		
			⑧ 都道府県、市町村、特別区、地方公共団体が出資する法人、地方公共団体の組合及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)第1条に規定する公共建築物の整備主体	⑧ 事業費については定額 <u>1/2 以内</u> ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いもの等を除き定額 <u>15%以内</u> 、木質内装については定額 <u>3.75%以内</u> 附帯事務費に		

II 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業 (花粉削減事業)	(2) (略)		(2) (略)	<u>については1/2以内</u>		II 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業 (花粉削減事業)	(2) (略)		(2) (略)		
	(3) (略)		(3) (略)	<u>(3)</u> ① 事業費については定額 <u>(1/2以内(沖縄県については2/3以内))</u> 附帯事務費については <u>1/2以内</u> ② (略)			(3) (略)		(3) (略)	<u>3</u> ① 事業費については定額 <u>(1/2以内(沖縄県については2/3以内))</u> 附帯事務費については <u>1/2以内</u> ② (略)	
	花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 1 スギ材の需要拡大対策 (1)～(5) (略) <u>(6) 木材加工流通施設等整備(JAS構造用製材供給力強化)</u> <u>① 木材加工流通施設整備</u> <u>② スtockヤード整備</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備・ストック強化附帯事業</u> ((1)～ <u>(7)</u> の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等) 2～4 (略)	1～4 (略)	1～4 (略)	1～4 (略)			花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 1 スギ材の需要拡大対策 (1)～(5) (略) <u>(新規)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備・ストック強化附帯事業</u> ((1)～ <u>(6)</u> の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等) 2～4 (略)	1～4 (略)	1～4 (略)	1～4 (略)	

附 則

- この通知は、令和6年12月17日から施行するものとする。
- この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例による。